

昭和二十六年法律第四十五号
社会福祉法

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全般にわたる基本事項について、社会

の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、社会福祉の利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対する助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を經營する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百四十四号）

十三号)に規定する障害者支援施設を經營する事業
五 削除
六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を經營する事業
七 授産施設を經營する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とす。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 (一) 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第二百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

(二) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業

センター又は老人介護支援センターを経営する事業
四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを經營する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用する事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るために各種の事業を行うもの）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるたために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一體的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれるものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行つて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は悪化の防止をいう。）を調査審議する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、他の援助を行わなければならぬ。

第五条 地域福祉を目的とする事業を經營する者及び地方公共団体は、社会福祉の推進に関する施策、福祉サービスの適切な利用の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確立に関する施策、福祉サービスの適切な利用の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第七条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（地方社会福祉審議会）

第二章 地方社会福祉審議会

第三条 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は悪化の防止をいう。）を調査審議するため、他の援助を行わなければならぬ。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に委員長一人を置く。委員長は、会務を總理する。

（専門分科会）

第十二条 地方社会福祉審議会に、民生委員の監査の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十三条 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会にかかるわざ）

第十四条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

（地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議する場合において）

ては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉専門分科会を置く」とする。	第三章 福祉に関する事務所	（設置）
第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に關し必要な事項は、政令で定めること。	第四章 福祉に関する事務所	（設置）
第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。	第五章 福祉に関する事務所	（設置）
2 都道府県及び市は、その区域（都道府県については、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいすれかの福祉に関する事務所の所管区域としない。	第六章 福祉に関する事務所	（設置）
3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。	第七章 福祉に関する事務所	（設置）
4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。	第八章 福祉に関する事務所	（設置）
5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。	第九章 福祉に関する事務所	（設置）
6 市町村の設置する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法、婦人福祉法、老人福祉法及び育成の措置に関する事務のうち市町村が処理することとする。	第十章 福祉に関する事務所	（設置）
7 町村の福祉に関する事務所には、長及び少ないととも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。	第十一章 福祉に関する事務所	（設置）
第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少ない。（組織）	第十二章 福祉に関する事務所	（設置）
第十六条 第十一条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。	第十三章 福祉に関する事務所	（設置）
第十七条 第十一条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。	第十四章 福祉に関する事務所	（設置）
第十八条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。	第十五章 福祉に関する事務所	（設置）
第十九条 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行なうことを職務とする。	第二十条 都道府県知事は、この法律、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	（訓練）
2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。	第二十一条 この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關する事務に從事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。	（訓練）
3 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受け、所務を掌理する。	第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。	（定義）
4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受け、援護育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の有無及びその種類を判断して、所の庶務をつかさどる。	第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。	（名称）
5 事業を行う所員は、所の長の指揮監督を受け、所の庶務をつかさどる。	第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる扱いとしてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。	（経営の原則等）
6 第二項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。	第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。	（要件）
7 第二項第一号及び第二号の所員は、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者を含む。	第二十六条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行なうに必要な資産を備えなければならない。	（公益事業及び収益事業）
8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。	第二十七条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行なうに必要な限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第	

四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。	
2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。	
(特別の利益供与の禁止)	
(住所)	
第二十八条 社会福祉法人の住所は、その事業を行なうに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。	
2	社会福祉法人は、その事業を行なうに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他
(登記)	の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
第二十九条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。	
2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。	
1 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市(区域)を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)	
2 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第九百九条第二項に規定する地区社会協議会である社会福祉法人 指定都市の長	
厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。	
2	社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を(申請)	
第二節 設立	
第二十八条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	
第二十九条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。	
2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。	
1 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市(区域)を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)	
2 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第九百九条第二項に規定する地区社会協議会である社会福祉法人 指定都市の長	
厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。	
2	社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社
第三十三条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第三十一条第二項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。
(定款の補充)
第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
(定款の備置き及び閲覧等)
第三十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百五十八条及び第一百六十四条の規定は、社会福祉法人の設立について準用する。
2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百五十八条及び第一百六十四条の規定は、社会福祉法人の設立について準用する。
第三十六条 社会福祉法人は、評議員、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の事務所及び従たる事務所に備え置かなければならぬ。
2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の事務所及び従たる事務所に備え置かなければならぬ。
第三十七条 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。
2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。
第三十八条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

会福祉法人的資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 社会福祉事業の種類
四 事務所の所在地
五 評議員及び評議員会に関する事項
六 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。)の定数その他役員に関する事項
七 理事会に関する事項
八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
九 資産に関する事項
十 会計に関する事項
十一 公益事業を行う場合には、その種類
十二 収益事業を行う場合には、その種類
十三 解散に関する事項
十四 定款の変更に関する事項
十五 公告の方法
十六 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。
17 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。
18 設立したとする社会福祉法人が会計監査人
19 設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。
20 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。
21 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合にあっては、厚生労働省令で定めるもの(以下「同様」といじ。)であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
22 何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
23 一定款が書面をもつて作成されているときには、当該書面の閲覧の請求
24 第二節 機関
25 第一款 機関の設置
26 (機関の設置)
27 第二款 評議員等の選任及び解任
28 第三節 機関
29 第二款 評議員等の選任及び解任
30 第三款 会計監査人の設置義務
31 第四節 会計監査人
32 第五節 会計監査人
33 第六節 会計監査人
34 第七節 会計監査人
35 第八節 会計監査人
36 第九節 会計監査人
37 第十節 会計監査人
38 第十一節 会計監査人
39 第十二節 会計監査人
40 第十三節 会計監査人
41 第十四節 会計監査人
42 第十五節 会計監査人
43 第十六節 会計監査人
44 第十七節 会計監査人
45 第十八節 会計監査人
46 第十九節 会計監査人
47 第二十節 会計監査人
48 第二十一節 会計監査人
49 第二十二節 会計監査人
50 第二十三節 会計監査人
51 第二十四節 会計監査人
52 第二十五節 会計監査人
53 第二十六節 会計監査人
54 第二十七節 会計監査人
55 第二十八節 会計監査人
56 第二十九節 会計監査人
57 第三十節 会計監査人
58 第三十一節 会計監査人
59 第三十二節 会計監査人
60 第三十三節 会計監査人
61 第三十四節 会計監査人
62 第三十五節 会計監査人
63 第三十六節 会計監査人
64 第三十七節 会計監査人
65 第三十八節 会計監査人
66 第三十九節 会計監査人
67 第四十節 会計監査人
68 第四十一節 会計監査人
69 第四十二節 会計監査人
70 第四十三節 会計監査人
71 第四十四節 会計監査人
72 第四十五節 会計監査人
73 第四十六節 会計監査人
74 第四十七節 会計監査人
75 第四十八節 会計監査人
76 第四十九節 会計監査人
77 第五十節 会計監査人
78 第五十一節 会計監査人
79 第五十二節 会計監査人
80 第五十三節 会計監査人
81 第五十四節 会計監査人
82 第五十五節 会計監査人
83 第五十六節 会計監査人
84 第五十七節 会計監査人
85 第五十八節 会計監査人
86 第五十九節 会計監査人
87 第六十節 会計監査人
88 第六十一節 会計監査人
89 第六十二節 会計監査人
90 第六十三節 会計監査人
91 第六十四節 会計監査人
92 第六十五節 会計監査人
93 第六十六節 会計監査人
94 第六十七節 会計監査人
95 第六十八節 会計監査人
96 第六十九節 会計監査人
97 第七十節 会計監査人
98 第七十一節 会計監査人
99 第七十二節 会計監査人
100 第七十三節 会計監査人
101 第七十四節 会計監査人
102 第七十五節 会計監査人
103 第七十六節 会計監査人
104 第七十七節 会計監査人
105 第七十八節 会計監査人
106 第七十九節 会計監査人
107 第八十節 会計監査人
108 第八十一節 会計監査人
109 第八十二節 会計監査人
110 第八十三節 会計監査人
111 第八十四節 会計監査人
112 第八十五節 会計監査人
113 第八十六節 会計監査人
114 第八十七節 会計監査人
115 第八十八節 会計監査人
116 第八十九節 会計監査人
117 第九十節 会計監査人
118 第九十一節 会計監査人
119 第九十二節 会計監査人
120 第九十三節 会計監査人
121 第九十四節 会計監査人
122 第九十五節 会計監査人
123 第九十六節 会計監査人
124 第九十七節 会計監査人
125 第九十八節 会計監査人
126 第九十九節 会計監査人
127 第一百節 会計監査人
128 第一百零一節 会計監査人
129 第一百零二節 会計監査人
130 第一百零三節 会計監査人
131 第一百零四節 会計監査人
132 第一百零五節 会計監査人
133 第一百零六節 会計監査人
134 第一百零七節 会計監査人
135 第一百零八節 会計監査人
136 第一百零九節 会計監査人
137 第一百一十節 会計監査人
138 第一百一十一節 会計監査人
139 第一百一十二節 会計監査人
140 第一百一十三節 会計監査人
141 第一百一十四節 会計監査人
142 第一百一十五節 会計監査人
143 第一百一十六節 会計監査人
144 第一百一十七節 会計監査人
145 第一百一十八節 会計監査人
146 第一百一十九節 会計監査人
147 第一百二十節 会計監査人
148 第一百二十一節 会計監査人
149 第一百二十二節 会計監査人
150 第一百二十三節 会計監査人
151 第一百二十四節 会計監査人
152 第一百二十五節 会計監査人
153 第一百二十六節 会計監査人
154 第一百二十七節 会計監査人
155 第一百二十八節 会計監査人
156 第一百二十九節 会計監査人
157 第一百三十節 会計監査人
158 第一百三十一節 会計監査人
159 第一百三十二節 会計監査人
160 第一百三十三節 会計監査人
161 第一百三十四節 会計監査人
162 第一百三十五節 会計監査人
163 第一百三十六節 会計監査人
164 第一百三十七節 会計監査人
165 第一百三十八節 会計監査人
166 第一百三十九節 会計監査人
167 第一百四十節 会計監査人
168 第一百四十一節 会計監査人
169 第一百四十二節 会計監査人
170 第一百四十三節 会計監査人
171 第一百四十四節 会計監査人
172 第一百四十五節 会計監査人
173 第一百四十六節 会計監査人
174 第一百四十七節 会計監査人
175 第一百四十八節 会計監査人
176 第一百四十九節 会計監査人
177 第一百五十節 会計監査人
178 第一百五十一節 会計監査人
179 第一百五十二節 会計監査人
180 第一百五十三節 会計監査人
181 第一百五十四節 会計監査人
182 第一百五十五節 会計監査人
183 第一百五十六節 会計監査人
184 第一百五十七節 会計監査人
185 第一百五十八節 会計監査人
186 第一百五十九節 会計監査人
187 第一百六十節 会計監査人
188 第一百六十一節 会計監査人
189 第一百六十二節 会計監査人
190 第一百六十三節 会計監査人
191 第一百六十四節 会計監査人
192 第一百六十五節 会計監査人
193 第一百六十六節 会計監査人
194 第一百六十七節 会計監査人
195 第一百六十八節 会計監査人
196 第一百六十九節 会計監査人
197 第一百七十節 会計監査人
198 第一百七十一節 会計監査人
199 第一百七十二節 会計監査人
200 第一百七十三節 会計監査人
201 第一百七十四節 会計監査人
202 第一百七十五節 会計監査人
203 第一百七十六節 会計監査人
204 第一百七十七節 会計監査人
205 第一百七十八節 会計監査人
206 第一百七十九節 会計監査人
207 第一百八十節 会計監査人
208 第一百八十一節 会計監査人
209 第一百八十二節 会計監査人
210 第一百八十三節 会計監査人
211 第一百八十四節 会計監査人
212 第一百八十五節 会計監査人
213 第一百八十六節 会計監査人
214 第一百八十七節 会計監査人
215 第一百八十八節 会計監査人
216 第一百八十九節 会計監査人
217 第一百九十節 会計監査人
218 第一百九十一節 会計監査人
219 第一百九十二節 会計監査人
220 第一百九十三節 会計監査人
221 第一百九十四節 会計監査人
222 第一百九十五節 会計監査人
223 第一百九十六節 会計監査人
224 第一百九十七節 会計監査人
225 第一百九十八節 会計監査人
226 第一百九十九節 会計監査人
227 第二百節 会計監査人
228 第二百零一節 会計監査人
229 第二百零二節 会計監査人
230 第二百零三節 会計監査人
231 第二百零四節 会計監査人
232 第二百零五節 会計監査人
233 第二百零六節 会計監査人
234 第二百零七節 会計監査人
235 第二百零八節 会計監査人
236 第二百零九節 会計監査人
237 第二百一十節 会計監査人
238 第二百一十一節 会計監査人
239 第二百一十二節 会計監査人
240 第二百一十三節 会計監査人
241 第二百一十四節 会計監査人
242 第二百一十五節 会計監査人
243 第二百一十六節 会計監査人
244 第二百一十七節 会計監査人
245 第二百一十八節 会計監査人
246 第二百一十九節 会計監査人
247 第二百二十節 会計監査人
248 第二百二十一節 会計監査人
249 第二百二十二節 会計監査人
250 第二百二十三節 会計監査人
251 第二百二十四節 会計監査人
252 第二百二十五節 会計監査人
253 第二百二十六節 会計監査人
254 第二百二十七節 会計監査人
255 第二百二十八節 会計監査人
256 第二百二十九節 会計監査人
257 第二百三十節 会計監査人
258 第二百三十一節 会計監査人
259 第二百三十二節 会計監査人
260 第二百三十三節 会計監査人
261 第二百三十四節 会計監査人
262 第二百三十五節 会計監査人
263 第二百三十六節 会計監査人
264 第二百三十七節 会計監査人
265 第二百三十八節 会計監査人
266 第二百三十九節 会計監査人
267 第二百四十節 会計監査人
268 第二百四十一節 会計監査人
269 第二百四十二節 会計監査人
270 第二百四十三節 会計監査人
271 第二百四十四節 会計監査人
272 第二百四十五節 会計監査人
273 第二百四十六節 会計監査人
274 第二百四十七節 会計監査人
275 第二百四十八節 会計監査人
276 第二百四十九節 会計監査人
277 第二百五十節 会計監査人
278 第二百五十一節 会計監査人
279 第二百五十二節 会計監査人
280 第二百五十三節 会計監査人
281 第二百五十四節 会計監査人
282 第二百五十五節 会計監査人
283 第二百五十六節 会計監査人
284 第二百五十七節 会計監査人
285 第二百五十八節 会計監査人
286 第二百五十九節 会計監査人
287 第二百六十節 会計監査人
288 第二百六十一節 会計監査人
289 第二百六十二節 会計監査人
290 第二百六十三節 会計監査人
291 第二百六十四節 会計監査人
292 第二百六十五節 会計監査人
293 第二百六十六節 会計監査人
294 第二百六十七節 会計監査人
295 第二百六十八節 会計監査人
296 第二百六十九節 会計監査人
297 第二百七十節 会計監査人
298 第二百七十一節 会計監査人
299 第二百七十二節 会計監査人
300 第二百七十三節 会計監査人
301 第二百七十四節 会計監査人
302 第二百七十五節 会計監査人
303 第二百七十六節 会計監査人
304 第二百七十七節 会計監査人
305 第二百七十八節 会計監査人
306 第二百七十九節 会計監査人
307 第二百八十節 会計監査人
308 第二百八十一節 会計監査人
309 第二百八十二節 会計監査人
310 第二百八十三節 会計監査人
311 第二百八十四節 会計監査人
312 第二百八十五節 会計監査人
313 第二百八十六節 会計監査人
314 第二百八十七節 会計監査人
315 第二百八十八節 会計監査人
316 第二百八十九節 会計監査人
317 第二百九十節 会計監査人
318 第二百九十一節 会計監査人
319 第二百九十二節 会計監査人
320 第二百九十三節 会計監査人
321 第二百九十四節 会計監査人
322 第二百九十五節 会計監査人
323 第二百九十六節 会計監査人
324 第二百九十七節 会計監査人
325 第二百九十八節 会計監査人
326 第二百九十九節 会計監査人
327 第三百節 会計監査人
328 第三百零一節 会計監査人
329 第三百零二節 会計監査人
330 第三百零三節 会計監査人
331 第三百零四節 会計監査人
332 第三百零五節 会計監査人
333 第三百零六節 会計監査人
334 第三百零七節 会計監査人
335 第三百零八節 会計監査人
336 第三百零九節 会計監査人
337 第三百十節 会計監査人
338 第三百十一節 会計監査人

(評議員の選任)
第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

(評議員の資格等)
第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。
一 法人
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくかつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)
七 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない
八 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない
九 評議員のうちに、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)
第四十一条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、定期評議員会によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)
第四十二条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときには、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職務で、一時評議員の職務を行うべき者を選任する。

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
一 社会福祉事業について識見を有する者

二 財務管理について識見を有する者
三 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

5 評議員のうちに、各員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
6 評議員のうちに、各員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員又は会計監査人の解任等)
第四十五条 四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。
一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
二 心身の故障のため、職務の執行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

三 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人の解任することができる。
四 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人の解任することができる。

5 会計監査人の資格等
第六条 第四十五条第一項及び第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社員会の終結の時までとする。ただし、定款の規定によつて、その任期を短縮することを妨げない。
6 会計監査人の資格等
第七条 第四十五条第一項及び第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社員会の終結の時までとする。ただし、定款の規定によつて、その任期を短縮することを妨げない。

3	会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
4	第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。
	(役員の欠員補充)
4	第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
2	前項の規定は、監事について準用する。

5	(評議員会の権限等)
4	第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。
2	評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができること。
3	この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。
4	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百八十四条から第一百八十六条まで及び第一百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5	(評議員会の運営)
4	第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。
2	評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます。
3	評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。
4	評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
5	次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

6	前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
2	前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間)を定款で定めた場合に

7	あつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられな場合
6	評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。
5	前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の一(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行わなければならない。
4	評議員会の議事については、は、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
3	社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であれば、この限りでない。
2	社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
1	前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

8	評議員会の目的である事項に関するものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
---	---

9	(議事録)
---	-------

10	評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
----	---

11	評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百八十一條第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第45条の十九第六項において準用する同法第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
----	---

12	評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百八十二条の規定は評議員会の招集について、同法第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
----	---

13	(評議員会の説明義務)
----	-------------

14	評議員会から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が
----	---

15	前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間)を定款で定めた場合に
----	--

16	前項の規定による請求があつた日から二週間以内に、その請求があつた日から二週間以内に
----	---

17	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

18	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

19	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

20	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

21	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

22	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

23	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

24	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

25	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

26	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

27	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

28	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

29	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

30	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

31	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

32	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

33	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

34	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

35	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

36	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

37	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

38	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

39	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

40	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

41	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

42	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

43	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

44	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

45	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

46	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

47	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

48	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

49	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

50	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

51	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

52	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

53	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に
----	---

54	前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から五日以内に

社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の理事

二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

口 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録

又は記録

(役員等又は評議員の連帯責任)

第四十五条の二十二 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらは評議員の連帯債務者とする。

(準用規定)

第四十五条の二十二の二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百十二条から第一百六十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第一百八十八条の二及び第一百八十九条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第一百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」と

あるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第一項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第一百四十二条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第一百五十五条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第一百八十八条の二第二項中「社員総会」(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)とあるのは「理事会」と、同法第一百八十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 計算

第一款 会計の原則等

2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十一年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁

あるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中の請求

第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならぬ。

2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十一年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁

あるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中の請求

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

二 前条第二項の計算書類及びその附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

第四十五条の二十九 理事は、定期評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(計算書類等の評議員への提供)

2 社会福祉法人は、計算書類等の写しが、定期評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を、定期評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

3 社会福祉法人は、計算書類等の写しが、定期評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から三年間、その從たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、從たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

- | | |
|-----------------|---|
| 二
（清算人会の権限等） | <p>前項の場合には、第四十五条の二十二の規定組織する。</p> <p>第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。</p> <p>2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 清算人会設置法人の業務執行の決定</p> <p>二 清算人の職務の執行の監督</p> <p>三 代表清算人の選定及び解職</p> <p>4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。</p> <p>5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。</p> <p>6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。</p> <p>一 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>二 多額の借財</p> <p>三 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保るために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備</p> <p>6 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備</p> <p>7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。</p> <p>一 代表清算人</p> <p>二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの</p> <p>8 第四十六条の十第十四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条に規定する場合には、清算人会は、同条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。</p> <p>9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四ヶ月を超える間隔で二回以上その報告をし</p> |
|-----------------|---|

10 なければならぬ旨を定めた場合は、この限りでない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事事務清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第百四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）にあつては、清算

3 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をしてことにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

(理事等に関する規定の適用)

- | | | | | |
|--|---|---|---|---|
| <p>(清算人会の運営)</p> <p>第四十六条の十八 清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定めたときは、その清算人が招集する。</p> <p>款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。</p> | <p>前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項及び次条第二項において「招集権者」といふ。）以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。</p> | <p>前項の規定による請求があつた日から五日内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。</p> | <p>一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。）においては、各清算人及び各監事）」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人にあっては、清算人及び監事）」と読み替えるものとする。</p> | <p>一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の決議について準用する。この場合において、同法第九十五条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「理事」とあるのは「清算人」と、「代表清算人」とあるのは「代表清算人」と、同条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> |
| <p>第四十六条の十九 清算人会設置法人（監事設置清算法人を除く。）の評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの方行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。</p> | <p>前項の規定による請求は、清算人（前条第一項ただし書に規定する場合には、招集権者）に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。</p> | <p>前項第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。</p> | <p>第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。</p> | <p>議事録等</p> |
| <p>第四十六条の二十 清算人会設置法人は、清算人会の日（第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、同項において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> | <p>評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。（この条において「議事録等」という。）</p> | <p>一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求</p> | <p>二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示し</p> | <p>たものの閲覧又は譲写の請求</p> |

第四十六条の二十一 清算法人については、第三十一条第五項、第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第三節第三款（第四十五条の十二を除く。）及び同節第五款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に適用があるものとする。この場合において、第四十三条第三項中「第七十二条」と、第七十三条第一項とあるのは「第七十二条」と、「同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、「同法第七十四条」とあるのは「これら」の規定と、「評議員会」と読み替える」とあるのは、「評議員会」と読み替える」と、第四十五条の九第十項中「第八十一条第一項第三号及び」とあるのは「第八十一条第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならぬ」と、「とあるのは「とあるのは」と、第四十五条の十八第三項中「第一百四条第一項、第一百五条」とあるのは「第一百五条」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

て「財産目録等」という。)を作成しなければならない。
2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。
3 清算人は、財産目録等(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。
(財産目録等の提出命令)

第四十六条の二十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。
第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度(第十四条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応当する日(応当する日がない場合にあっては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらのが附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。
3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。
(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。
2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。
(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)
第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。
(貸借対照表等の提出命令)

第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。
2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定期評議員会の承認を受けなければならない。
3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定期評議員会に報告
(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六条の二十九 評議員会による清算のための手続に関する費用について、不正の行為があつたときは、この限りで清算人(清算人会設置法人については、第四十六条の三十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間清算
2 第四十六条の三十 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。
3 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。
(債務の弁済の制限)
第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。
2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。
(条件付債権等に係る債務の弁済)
第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、三 前二号に掲げるもの以外の清算法人(第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定期評議員会の承認を受けなければならない。
3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたりのとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでなければならない。
(帳簿資料の保存)

とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 社会福祉充実計画

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二

社会福祉法人は、毎会計年度における、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という)において現に行つてある社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前のか会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行つてある事業を継続するため必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

一 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時にわなければならない。

社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 既存事業(充実する部分に限る)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という)の規模及び内容

二 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という)

三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という)

四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」といふ。)

五 社会福祉充実計画の実施期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところである。

ろにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)

二 公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)

三 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)

社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならない。

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

社会福祉法人は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。

所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

社会福祉充実事業として記載されている社

会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであ

ること。

社会福祉充実事業として記載されるべきものであること。

所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第一号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

所轄庁は、前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。に従つて事業を行わなければならぬ。

(社会福祉充実計画の変更)

第五十五条の三

前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならぬ。ただし、厚生労働省令で定めし、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福

祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

社会福祉法人は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。

所轄庁は、第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならぬ。ただし、厚生労働省令で定められたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

(社会福祉充実計画の終了)

第五十五条の四

第五十五条の二第一項の承認を受ける

受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉法人に従つて事業を行つこと困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

所轄庁は、社会福祉法人に従つて事業を行つこと困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

社会福祉法人は、前項の承認を受けた社会福

祉充実計画に従つて事業を行つこと困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

所轄庁は、社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

所轄庁は、社会福祉法人が前項の命令に従わないとき、又は所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

社会福祉法人が前項の命令に従つて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずることができるものとする。

所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えないなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

所轄庁は、第七項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十六条

所轄庁は、この法律の施行に必要な

限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること

ができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

所轄庁に提出しなければならない。

(公益事業又は収益事業の停止)

所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法

人につき、次の各号のいずれかに該当する事由

における需要を照らして適切なものであるこ

と。

所轄庁に提出しなければならない。

(公益事業の停止)

所轄庁は、社会福祉法人が法令、法令に基

づいてする行政手の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める

ときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定め

て、その改善のために必要な措置(役員の解職

を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。

所轄庁は、前項の規定による勧告を受けた場合

において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同

項の期限内にこれに従わなかつたときは、その

旨を公表することができる。

所轄庁は、社会福祉法人が前項の規定による

勧告を受けた場合に、当該社会福祉法人が同

項の期限内にこれに従わなかつたときは、その

旨を公表することができる。

所轄庁は、社会福祉法人が前項の規定による

勧告を受けた場合に、当該社会福祉法人が同

項の期限内にこれに従わなかつたときは、その

旨を公表することができる。

所轄庁は、社会福祉法人が前項の規定による

勧告を受けた場合に、当該社会福祉法人が同

項の期限内にこれに従わなかつたときは、その

旨を公表することができる。

所轄庁は、社会福祉法人が前項の規定による

勧告を受けた場合に、当該社会福祉法人が同

項の期限内にこれに従わなかつたときは、その

があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。

三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(関係都道府県知事等の協力)

第五十七条の二 関係都道府県知事等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの)の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者(所轄庁)は、当該社会福祉法人に対し、その旨の意見を述べることができること。

2 第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国又は財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第二百三十七条第三項の規定の適用を妨げない。

前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対し、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に關し報告を徵すこと。

二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいて行政の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

四 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命ぜる場合に準用する。

五 第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等

二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

(情報の公開等)

第六十条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体、社会福祉法人その他の社会福祉事業を經營する者は、次に掲げる書類の内容

一 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。)の活動の状況

二 その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努める

とともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

第六十一条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が經營することを原則とする。

(事業経営の準則)

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び種類

二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三 条例、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の予定年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

第八章 社会福祉事業

第六十三条 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に關し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

第六十四条 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき、当該承認を受けた報酬等の支給の基準

一 第三十二条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき、当該承認を受けた報酬等の支給の基準

三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める

書類の内容

四 第六十二条の二第一項に規定する計算書類の内容

五 第六十二条の三第一項に規定する計算書類の内容

六 第六十二条の四第一項に規定する計算書類の内容

七 第六十二条の五第一項に規定する計算書類の内容

八 第六十二条の六第一項に規定する計算書類の内容

九 第六十二条の七第一項に規定する計算書類の内容

十 第六十二条の八第一項に規定する計算書類の内容

十一 第六十二条の九第一項に規定する計算書類の内容

十二 第六十二条の十第一項に規定する計算書類の内容

十三 第六十二条の十一第一項に規定する計算書類の内容

十四 第六十二条の十二第一項に規定する計算書類の内容

十五 第六十二条の十三第一項に規定する計算書類の内容

十六 第六十二条の十四第一項に規定する計算書類の内容

十七 第六十二条の十五第一項に規定する計算書類の内容

十八 第六十二条の十六第一項に規定する計算書類の内容

十九 第六十二条の十七第一項に規定する計算書類の内容

二十 第六十二条の十八第一項に規定する計算書類の内容

二十一 第六十二条の十九第一項に規定する計算書類の内容

二十二 第六十二条の二十第一項に規定する計算書類の内容

二十三 第六十二条の二十一第一項に規定する計算書類の内容

二十四 第六十二条の二十二第一項に規定する計算書類の内容

二十五 第六十二条の二十三第一項に規定する計算書類の内容

二十六 第六十二条の二十四第一項に規定する計算書類の内容

二十七 第六十二条の二十五第一項に規定する計算書類の内容

二十八 第六十二条の二十六第一項に規定する計算書類の内容

二十九 第六十二条の二十七第一項に規定する計算書類の内容

三十 第六十二条の二十八第一項に規定する計算書類の内容

三十一 第六十二条の二十九第一項に規定する計算書類の内容

三十二 第六十二条の三十第一項に規定する計算書類の内容

三十三 第六十二条の三十一第一項に規定する計算書類の内容

三十四 第六十二条の三十二第一項に規定する計算書類の内容

三十五 第六十二条の三十三第一項に規定する計算書類の内容

三十六 第六十二条の三十四第一項に規定する計算書類の内容

三十七 第六十二条の三十五第一項に規定する計算書類の内容

三十八 第六十二条の三十六第一項に規定する計算書類の内容

三十九 第六十二条の三十七第一項に規定する計算書類の内容

四十 第六十二条の三十八第一項に規定する計算書類の内容

四十一 第六十二条の三十九第一項に規定する計算書類の内容

四十二 第六十二条の四十第一項に規定する計算書類の内容

四十三 第六十二条の四十一第一項に規定する計算書類の内容

四十四 第六十二条の四十二第一項に規定する計算書類の内容

四十五 第六十二条の四十三第一項に規定する計算書類の内容

四十六 第六十二条の四十四第一項に規定する計算書類の内容

四十七 第六十二条の四十五第一項に規定する計算書類の内容

四十八 第六十二条の四十六第一項に規定する計算書類の内容

四十九 第六十二条の四十七第一項に規定する計算書類の内容

五十 第六十二条の四十八第一項に規定する計算書類の内容

五十一 第六十二条の四十九第一項に規定する計算書類の内容

五十二 第六十二条の五十第一項に規定する計算書類の内容

五十三 第六十二条の五十一第一項に規定する計算書類の内容

五十四 第六十二条の五十二第一項に規定する計算書類の内容

五十五 第六十二条の五十三第一項に規定する計算書類の内容

五十六 第六十二条の五十四第一項に規定する計算書類の内容

五十七 第六十二条の五十五第一項に規定する計算書類の内容

五十八 第六十二条の五十六第一項に規定する計算書類の内容

五十九 第六十二条の五十七第一項に規定する計算書類の内容

六十 第六十二条の五十八第一項に規定する計算書類の内容

六十一 第六十二条の五十九第一項に規定する計算書類の内容

六十二 第六十二条の六十第一項に規定する計算書類の内容

六十三 第六十二条の六十一第一項に規定する計算書類の内容

六十四 第六十二条の六十二第一項に規定する計算書類の内容

六十五 第六十二条の六十三第一項に規定する計算書類の内容

六十六 第六十二条の六十四第一項に規定する計算書類の内容

六十七 第六十二条の六十五第一項に規定する計算書類の内容

六十八 第六十二条の六十六第一項に規定する計算書類の内容

六十九 第六十二条の六十七第一項に規定する計算書類の内容

七十 第六十二条の六十八第一項に規定する計算書類の内容

七十一 第六十二条の六十九第一項に規定する計算書類の内容

七十二 第六十二条の七十第一項に規定する計算書類の内容

七十三 第六十二条の七十一第一項に規定する計算書類の内容

七十四 第六十二条の七十二第一項に規定する計算書類の内容

七十五 第六十二条の七十三第一項に規定する計算書類の内容

七十六 第六十二条の七十四第一項に規定する計算書類の内容

七十七 第六十二条の七十五第一項に規定する計算書類の内容

七十八 第六十二条の七十六第一項に規定する計算書類の内容

七十九 第六十二条の七十七第一項に規定する計算書類の内容

八十 第六十二条の七十八第一項に規定する計算書類の内容

八十一 第六十二条の七十九第一項に規定する計算書類の内容

八十二 第六十二条の八十第一項に規定する計算書類の内容

八十三 第六十二条の八十一第一項に規定する計算書類の内容

八十四 第六十二条の八十二第一項に規定する計算書類の内容

八十五 第六十二条の八十三第一項に規定する計算書類の内容

八十六 第六十二条の八十四第一項に規定する計算書類の内容

八十七 第六十二条の八十五第一項に規定する計算書類の内容

八十八 第六十二条の八十六第一項に規定する計算書類の内容

八十九 第六十二条の八十七第一項に規定する計算書類の内容

九十 第六十二条の八十八第一項に規定する計算書類の内容

九十一 第六十二条の八十九第一項に規定する計算書類の内容

九十二 第六十二条の九〇第一項に規定する計算書類の内容

九十三 第六十二条の九一第一項に規定する計算書類の内容

九十四 第六十二条の九二第一項に規定する計算書類の内容

九十五 第六十二条の九三第一項に規定する計算書類の内容

九十六 第六十二条の九四第一項に規定する計算書類の内容

九十七 第六十二条の九五第一項に規定する計算書類の内容

九十八 第六十二条の九六第一項に規定する計算書類の内容

九十九 第六十二条の九七第一項に規定する計算書類の内容

一百 第六十二条の九八第一項に規定する計算書類の内容

二〇一 第六十二条の九九第一項に規定する計算書類の内容

二〇二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二〇三 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二〇四 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二〇五 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二〇六 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二〇七 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

二〇八 第六十二条の一〇六第一項に規定する計算書類の内容

二〇九 第六十二条の一〇七第一項に規定する計算書類の内容

二一〇 第六十二条の一〇八第一項に規定する計算書類の内容

二一一 第六十二条の一〇九第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇六第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇七第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇八第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇九第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇六第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇七第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇八第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇九第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇六第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇七第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇八第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇九第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇六第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇七第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇八第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇九第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇六第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇七第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇八第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇九第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇〇第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇一第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇二第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇三第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇四第一項に規定する計算書類の内容

二一二 第六十二条の一〇五第一項に規定する計算書類の内容

</

七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の経営者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

（利用契約の申込み時の説明）
第七十六条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。
（利用契約の成立時の書面の交付）
第七十七条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定

(利用契約の申込み時の説明)

第七十九条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第二節 福祉サービスの利用の援助等の配慮

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者

第二節 福祉サービスの利用の援助等

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申し出があつたときは、その日後二ふゝ、日出へこむ要らぬ力言と

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。
(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営

(運営適正化委員会)

第十八回
の提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならぬ。

サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。
(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不當に當利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の待遇につき不當の行為をしたときは、その者に對し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。
(市の区域内で行われる障保事業の特例)

三 美語荷物の日本への輸出は、
ムラベニ類二種一の事項

三 当該福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
一 当該社会福祉事業の経営者に対し、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

六

18

- 感言

1

卷、相力、圖

10 of 10 | Page

「 じ の は

之方·單

9.9

サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。
(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。
(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

があると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
 (政令への委任)
第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関する必要な事項は、政令で定める。

第三節 社会福祉を目的とする事業を經營する者への支援

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第百十一条第一項各号に掲げる事業を行なうほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者が該当事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合には、この限りでない。

第九章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第一節 基本指針等

(基本指針)

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他政令で定める社会福祉を目的とする事業(以下この章において「社会福祉事業等」という。)の健全な発達を図るため、社会福祉事業等に従事する者(以下この章において「社会福祉事業等従事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業等従事者の就業の動向に関する事項

二 社会福祉事業等を経営する者が行う、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター

(指定等)

第九十三条 都道府県知事は、社会福祉事業等に従事する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

四 国民の社会福祉事業等に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(社会福祉事業等を經營する者の講ずべき措置)

2 社会福祉事業等を經營する者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導及び助言)

2 第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力をを行うよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の措置)

2 第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。

(社会福祉事業等を經營する者の講ずべき措置)

2 第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター

(指定等)

第九十四条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社会福祉事業等に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三 社会福祉事業等を經營する者に対し、第十八条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的・事項について相談その他の援助を行うこと。

四 社会福祉事業等の業務に関する研修を行うこと。

五 社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡を行うこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をされたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県センターは、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

2 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

4 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

5 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

6 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

7 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

8 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

9 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

10 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

11 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

12 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

13 都道府県センターは、前項の規定による届出を受けた者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力しなければならない。

(情報の提供の求め)

第九十五条 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

3 介護福祉士等の届出等)

第九十五条の三 社会福祉事業等従事者(介護福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者に限る。次項において同じ。)は、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

4 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

5 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

6 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

7 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

8 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

9 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

10 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

11 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

12 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

13 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

14 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

15 都道府県センターは、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区

(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者は、社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行ふことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福

祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第一百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

(共同募金)

第四節 共同募金

第一百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものという。

(共同募金会)

第一百十三条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかるらず、第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第一百十四条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。

三 当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

2 共同募金会に配分委員会を置く。

(都道府県社会福祉協議会連合会)

第一百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会の委員について準用する。

(配分委員会)

第一百十六条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

第一百十七条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。

(共同募金の性格)

第一百十八条 共同募金会は、寄附金の配分を行つては、配分委員会の承認を得なければならぬ。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行つては、配分委員会の承認を得なければならぬ。

3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

第一百十九条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかるらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する災害の発生

その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定に

かかるらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する災害の発生

その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

3 共同募金会については、第五十六条第八項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受取者の寄附金募集の禁止)

第一百二十一条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の經營に

<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 十四第一項第三十九条の準用する第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	<p>会評議員社員総会</p>
<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	

<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	<p>年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれら の附属明細書並びに監査報告(会計監査人を設 置する場合にあっては、会計監査報告を含む)を いう。)に関する一般社団法人及び一般財團 法人に関する法律第百二十一条第一項、第二十 二条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一 项並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第三項及び第二項の規定の適用については、同法第 百二十一条第一項、第二十一条第二項及び第二 项並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第三項及び第二項の規定の適用については、同法第 百二十一条第一項及び第二項中「法 務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同法 第三項中「その成立の日」とある のは、「社会福祉連携推進認定を受けた日」とす る。</p>
<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	

<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	<p>(役員等に欠員を生じた場合の措置等)</p> <p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一 项並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一 项並びに第五十九条の二第一項第二号</p>
<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	

<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	<p>(監督等)</p> <p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>
<p>第四十五条の三 第五十条 第一百四十四条において 三条第一項及び第二項並びに第五十九条の二第一項第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p> <p>第四十五条の三 第二项 第二条 第二项 第二号</p>	

附 則（昭和四二年八月一九日法律第一三九号）抄

（施行期日）
この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）
この法律の施行の際現に社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第

第二項の規定による許可を受けて前項の規定による改正前の同法第二条第二項第四号に規定す

る事業を経営している者は、次の各号の区分に

応じ、それぞれ当該各号に規定する事業に関

し、同法第五十七条第一項の規定による届出を

し、又は同条第二項の規定による許可を受けた

ものとみなす。

一 当該事業が精神薄弱者授産施設を經營する事業に相当する場合 精神薄弱者授産施設を經營する事業

二 その他の場合 精神薄弱者更生施設を經營する事業

附 則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日法律第一一

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年五月一三日法律第五

（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一一日法律第七

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一八日法律第四

（施行期日）
この法律は、昭和五十七年四月一日から

定 定 地方社会福祉審議会

施行する。

附 則（昭和五九年八月七日法律第六三

（施行期日）
この法律は、昭和五十九年十月一日から

施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月二六日法律第

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月一二日法律第一

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一月一二日法律第一

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六四年一月一二日法律第一

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六五年一月一二日法律第一

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六六年一月一二日法律第一

（施行期日）
この法律は、昭和五十七年四月一日から

定 定 地方社会福祉審議会

施行する。

附 則（昭和五八年五月一八日法律第四

（施行期日）
この法律は、昭和五十八年十月一日から

する。
この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九

年七月一日から施行する。

（関係政令）
この規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

（関係政令）
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ

る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

（関係政令）
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ

る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

（関係政令）
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ

る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

（関係政令）
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ

る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

（関係政令）
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ

る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

（関係政令）
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ

る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれるこ

ととなるものに關し必要となる経過措置その他

の規定により置かれるこ

とができる。

事項及び新事業法第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による

許可があつたものとみなす。

この法律の施行の際現に身体障害者福祉セン

ターを経営している者であつて、国、都道府県

及び市町村以外のものは、この法律の施行の日

から起算して三月以内に、当該施設の所在地の

都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号

に掲げる事項を届け出なければならない。

前項の規定による届出をしたときは、新事業

法第六十条第一項の規定による届出をしたも

のとみなす。

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該

各号に定める日から施行する。

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該

各号に定める日から施行する。

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第五条の規定及び第七条の規定並びに

附則第十六条 第二十四条から第二十九条ま

で、第三十一条及び第三十五条の規定 公布

の日から起算して一年六月を超えない範囲内

において政令で定める日

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該

各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定（社会福祉事業法第十六条の改正規定を除く。）、第九条中社会福祉・医療事業団法第二十八条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第七条の規定の施行前に同条の規定によ

政令で定める。

附 則（平成七年五月八日法律第八十七号）

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附 則（平成七年五月一九日法律第九四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

の改正規定、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十六条第一項の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定、同法第十九条の二第一項及び第三項の改正規定、同法第二十条の二を同法第二十二条の二とし、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の七の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十一条の二第一項第二号の改正規定並びに附則第三十一条中社会福祉事業法第二条第三項第二号の二の改正規定、公布の日

(その他)の経過措置の政令への委任)

行の際現に都道府県知事に對してされている認可等の申請その他の行為で、同条の規定の施行の日以後において指定都市又は中核市の長(以下「指定都市等の長」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定の施行の日以後においては、指定都市等の長のした認可等の処分その他の行為又は指定都市等の長に対してなされた認可等の申請その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年七月六日法律第八号抄)

(施行期日)

（罰則の適用に関する経過措置）
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年六月一日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一七日法律第一二四号）抄
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日
二から五まで 略

六 附則 第二百四十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 この法律の施行の際現にされている事業法第十三条第九項の規定による福祉に関する事務所の設置若しくは廃止の承認又はこれらの事務所の設置若しくは廃止の承認又はこれらの

附 則（平成一〇年九月二八日法律第一〇号）
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年六月四日法律第六五号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十一条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

申請は、第七百七十五条の規定による改正後の同法第十三条第八項の規定による福祉に関する事務所の設置若しくは廃止の同意又はこれらの協議の申出とみなす。

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第七十四条 施行日前にされた行政手続に係る第一百四十九条から第五十一条まで、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第一百二十二条、第二百八条、第二百一十四条、第二百一十九条

第一百六十条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正

後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则（平成二年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三項、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日から施行する。）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 则（平成二年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（から二十五まで 略）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る部分を除く。）並びに附則第五十二条及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 则（平成二年六月七日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十二条（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定（社会福祉事業法）を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（社会福祉事業法第五十七条第一項）を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項第四号の改正規定を除く。の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条（中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第二号）を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

第二条 第一条の規定による改正前の社会福祉事業法（以下「旧社会福祉事業法」という。）第二条第二項第六号に規定する公益質屋を経営する事業

であつて、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約に係るものについては、当該契約に

関する業務が終了するまでの間、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業とみなす。

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定（検討）

附 则（平成十五年四月一日）

（検討）

第一条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の社会福祉法（以下「社会福祉法」という。）第二条第三項第十二号に規定する福祉サービス利用援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項三号（事業開始の日から一月）とあるのは、「社会福祉事業法」の一部改正に伴う経過措置（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）

である。（社会福祉事業法第七十二条第一項）

（社会福祉事業法第七十二条第一項）

者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十一条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十二条、第四十八条から第五十条まで、第六十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

三、附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百一十二条の規定 平成二十四年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公布の日

五条、第三十九条から第三十三条まで、第三十五条、第四十条、第四十二条、第四十三条及び第四十四条の改正規定を除く。)、第四条の規定並びに附則第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十一条の改正規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第六十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月一〇日法律第七一一号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定(第三十一条)を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定(「その有する能力及び適性に応じ」と削る部分に限る。第三号において同じ。)並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第一項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条の規定 公布の日

三、第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに第三十九条の規定 公布の日

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十一条の改正規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月一〇日法律第七三号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定(第三十一条)を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定(「その有する能力及び適性に応じ」と削る部分に限る。第三号において同じ。)並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第一項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条の規定 公布の日

第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十一条の改正規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために必要な移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三十七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定について)は、当該規定。以下この条において同じ。を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十一第一項の規定による新自立支援法第五十一条の二十一第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十二条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十二条の五の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十一条の改正規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

(検討)

第二条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために必要な移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

この法律は、新児童福祉法第二十二条の五の規定による新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十二条の五の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十三年六月二十四日法律第七四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三十日法律第一〇五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及び別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八条）の項の改正規定に限る）、第七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第五十二条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十九条及び第三十条の二の改正規定を除く。）、第五十五条（農地法第三条第一項第九条、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定を除く。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条の第十七条の改正規定に限る。）、第一百二十三条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百七十七条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条

(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る)、第一百一十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十二条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、三百八十八条の改正規定に限る)、第一百五十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る)、第一百五十七条、第二百三十三条、第二百四十九条、第二百八十三条、第三百十一条及び第二百四十九条(密集成市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、三百八十八条の改正規定に限る)、第一百五十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンショングンの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る)、第一百六十一条(市町村再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンショングンの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第一百五十七条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条を除く)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十二条、第十三条、第十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十三条(第二項第一号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く)並びに同法第十五条及び第六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃

に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、
、百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣
の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正
規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」
に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四
項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く。)並びに同法
第三十四条及び第三十五条の改正規定に限
る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条
から第二十四条まで、第二十五条第一項、第
二十六条、第二十七条第一項から第三項ま
で、第三十条から第三十二条まで、第三十八
条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四
项、第四十七条から第四十九条まで、第五十
一条から第五十三条まで、第五十五条、第五
十八条、第五十九条、第六十一条から第六十
九条まで、第七十一条、第七十二条第一項か
ら第三项まで、第七十四条から第七十六条ま
で、第七十八条、第八十条第一項及び第三
项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定
を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五
条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百
七十七条(地域における多様な主体の連携による生物
の多様性の保全のための活動の促進等に関する
法律(平成二十二年法律第七十二号)第四
条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、
第一百二十一条の二及び第一百二十三条第二項
の規定 平成二十四年四月一日

